

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 3 月 14 日

株主各位

東京都港区西新橋一丁目 15 番 5 号  
内幸町ケイズビル 9 F  
G F A 株式会社  
代表取締役 松浦 一博

当社は平成 25 年 2 月 12 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 3 月 31 日と定めましたので公告いたします。

以上